

電子的手段により提出された

USDC SDNY 文書

文書番号: \_\_\_\_\_

提出日: 2011 年 8 月 22 日

ニューヨーク州南部地区アメリカ合衆国連邦地方裁判所

原告としての CAPITOL RECORDS, INC.らと

被告としての MP3TUNES, LLC らの訴訟

07 Civ. 9931 (WHP)

覚書および命令

地裁判事の WILLIAM H. PAULEY III

原告である EMI, Inc. および 14 のレコード会社と音楽出版社(総称的に「EMI」)は被告である MP3tunes, LLC (「MP3tunes」)と Michael Robertson (「Robertson」)を相手に本件の著作権侵害訴訟を提起している。当事者全員が略式判決を申請している。以下に挙げる理由により、EMI の申し立ては一部認められ、一部却下され、MP3tunes と Robertson の申し立ては一部認められ、一部却下される。

## 背景

### I. MP3tunes のウェブサイトとサービス

Robertson はいちかばちかの著作権訴訟には慣れているオンラインミュージック業界の起業家である。何年前に彼は当地裁において著作権侵害訴訟の対象となったウェブサイトである MP3.com を創設した。参照 UMG Recordings, Inc. v. MP3.com, Inc., 92 F. Supp. 2d 349 (S.D.N.Y. 2000)。MP3.com はユーザーに対し、すでに CD で同じ音楽を所有していることを立証できる場合に当該音楽に対するオンラインでのアクセスを提供していた。様々なレコードラベルが提訴し、MP3.com に対しては数千の音楽ファイルをコピーしたことを理由に数百万ドルの判決が登録された。UMG Recordings, Inc. v. MP3.com, 56 U.S.P.Q.2d 1376 (2000)。この判決後に、MP3.com は売却され、そのロッカーサービスは中止された。本件訴訟の対象である MP3tunes はオンラインミュージックサービスにおける Robertson の最新の取組である。

Robertson は 2005 年 2 月に MP3tunes を設立し、mp3 ファイル形式で独立系アーティストの音楽を販売するためにウェブサイトの MP3tunes.com を立ち上げた。(Declaration of Andrew H. Bart, dated

Oct. 29, 2010 (“Bert Decl.”) Exs. 2-5, 12-13.) 2005 年秋に、MP3tunes はユーザーが個人的なオンラインストレージの「ロッカー」に音楽ファイルを保存できるようにするためのストレージサービスを追加した。(Bert Decl. Exs. 5, 6, 12, 14.) ユーザーのロッカーにアップロードされた音楽はインターネット接続可能などのデバイスを介しても再生したりダウンロードすることが可能である。(Plaintiffs’ Statement of Undisputed Facts (“PSUF”))¶5.) MP3tunes は記憶容量に制限のある無料ロッカーと会費を支払うことで記憶容量が拡張されるプレミアムのロッカーを提供している。(PSUF¶6.) ロッカーに登録しているユーザーは 30 万人以上にのぼる。(PSUF¶6.) ウェブサイトで提供される無料のソフトウェアプログラムである LockerSync を使用すると、ユーザーは自分の個人的なハードドライブに保存されている mp3 ファイルを自分のロッカーに自動的にアップロードすることができる。(PSUF¶7.) Webload と呼ばれるウェブサイトの別の機能を使用すれば、ユーザーはインターネットに接続されている第三者のサーバーに格納されている音楽ファイルのウェブアドレスを入力し、それを自分のロッカーに転送することができる。(PSUF¶10.)

MP3tunes は Content-Addressable Storage システムとして知られる標準のアルゴリズムを使用してそのサーバーに音楽ファイルを保管する。(Defendants’ Statement of Undisputed Facts (“DSUF”))¶37.) 特定の音楽ファイル内のデータビット列に基づき、このアルゴリズムはハッシュタグと呼ばれる識別番号を生成する。(DSUF¶40.) 別のユーザーが同一のデータブロックが含まれる同じ音楽を MP3tunes のサーバーにアップロードする場合、それらのブロックには同じハッシュタグが割り当てられ、一般的には一度だけ保存される。(DSUF¶¶41, 46.) ユーザーがロッカーで音楽を再生したりダウンロードする場合、ストレージシステムはアップロードされた音楽に関連するハッシュタグを使用して、ユーザーが当初自分のロッカーにアップロードしたのと同じファイルを再構築する。(DSUF¶¶46-47.)

MP3tunes は [www.sideload.com](http://www.sideload.com) に 2 番目のウェブサイトを所有し、運営している。このウェブサイトではユーザーはインターネット上で無料の音楽ファイルを検索することができる。(PSUF¶8.) 他の検索エンジンと同様にユーザーはキーワード (“Sinatra” や “Watchtower” など) を入力することで、Sideload.com に潜在的に一致するリストを返させることができる。(PSUF¶16.) このリストは無料の音楽ファイルがあるウェブサイトのインデックスやリストを検索し、各音楽ファイルに関連する情報とキーワードを相互参照することで生成される。(Declaration of Ellis Horowitz, dated October 29, 2010 (“Horowitz Decl.”) ¶¶22-23.) インデックスは MP3tunes のサーバーに保管される。(“Horowitz Decl.” ¶ 23.) ユーザーは検索リターンをクリックすることで音楽を再生したり、音楽をホスティングしている第三者のウェブサイトへのリンクをたどる、または音楽を別のコンピュータにダウンロードすることのできるページに移動することができる。(“Horowitz Decl.” ¶¶ 23-24.) ユーザーが MP3tunes.com にロッカーを保有している場合、Sideload.com がリンクを表示するので、それをクリックすれば第三者のウェブサイトから音楽を「サイドロード」(すなわち、ダウンロード)して、それを自分のロッカーに保存してくれる。(“Horowitz Decl.” ¶ 24.) Sideload.com は MP3tunes.com のロッカーにサイドロードされた音楽を保管するのと同じように無料である。MP3tunes はユーザーのロッカーにある音楽のソースを追跡する。(PSUF¶71d.) したがって、MP3tunes はユーザーが自分たちのロッカーに音楽をコピーした元の第三者のウェブサイトを特定することができる。Sideload.com サーバーはその検索機能とは別に、ユーザーがブラウズすることのできる “Most Popular”、“Featured” および “New” に該当する音楽のリストを自動的に生成する。(PSUF¶17.)

Sideload.com もユーザーには無料で Sideload Plug-in ソフトウェアを提供する。(PSUF¶9.) ユー

ユーザーが Sideload Plug-in でインターネットをサーフィン中に無料の音楽ファイルのあるウェブサイトに出会うと、第三者のウェブサイトにボタンが表示され、sideload.com を介さずにその音楽をユーザーの MP3tunes ロッカーに直接コピーしてくれる。(PSUF¶9-10.) ユーザーが Sideload Plug-in または Webload のソフトウェアを介して第三者のサイトから曲をサイドロードする場合、当該第三者のウェブサイトは Sideload.com の検索可能な音楽のインデックスに追加される。(PSUF¶11.) アーティスト、アルバム、タイトル、トラックなど楽曲に関連する情報は”Track Details”ページに自動的に格納され、その情報が検索可能なインデックスの一部となる。(PSUF¶18; Horowitz Decl.¶27.) その時点からはその他のユーザーが音楽ファイルと一致するキーワードを入力することで Sideload.com で当該音楽を検索するときはいつでも Sideload.com は潜在的なマッチする情報を返すことになる。(Horowitz Decl.¶27.) したがって、ユーザーがインターネット上で無料の音楽を発見するたびに、Sideload.com を介して利用可能な音楽数は増大する。第三者のソースからダウンロード可能な音楽が削除されると、サイドロードの機能は使用不能になり、ユーザーはそれ以後は自分のロッカーにその音楽を追加できなくなる。(PSUF¶71b.) しかし、第三者のソースから削除される前にその歌をサイドロードしていたユーザーなら自分の MP3tunes ロッカーを介して引き続きその歌にアクセスすることができる。(PSUF¶86.)

MP3tunes の幹部は Robertson を含め MP3tunes に個人的なアカウントを保有しており、様々な第三者のウェブサイトから音楽をサイドロードしている。(PSUF¶41a-g.)

2006 年 10 月に MP3tunes の LockerSync というプログラムでは、ユーザーが自分たちのロッカーから歌をアップロードしたり再生している間に関連するアルバムのカバーアートを検索して表示できるサービスを開始した。(PSUF¶26-27.) カバーアートが音楽ファイルの一部ではないか、ユーザーのコンピュータに保存されていない場合、LockerSync は Amazon.com でカバーアートを検索し、そのウェブサイトへのリンクを表示していた。(PSUF¶28.) MP3tunes は Amazon.com のウェブサイトへのトラフィックを推進するという「主要目的」のため Amazon.com からカバーアートを表示するための許諾を得ている。(PSUF¶34.)

## II. MP3tunes の侵害防止方針と EMI の削除通知への対応

ユーザーは MP3tunes ロッカーを起動する前に、著作権を侵害するコンテンツの保管を禁止する MP3tunes の方針を遵守することに同意しなければならない。(DSUF¶49.) ユーザーはまた MP3tunes が反復的侵害者との関係を断つことのできる権利も承認しなければならない。(DSUF¶57-58.) Sideload.com は使用について類似の条件を課していないが、MP3tunes は Sideload.com と MP3tunes.com の両方において侵害防止方針へのリンクを設けている。(DSUF¶59.)

MP3tunes は著作権者からの侵害の申し立て通知を受領するため著作権局に代理人を登録していた。(DSUF¶54.) MP3tunes はその両方のウェブサイトとその代理人の連絡先情報を表示している。(DSUF¶55.)

2007 年 9 月 4 日に MP3tunes は本件の当事者ではない EMI Music Group North America (“EMGNA”)から削除通知を受領していたが、当該通知では EMI の著作権を侵害していると主張される 350 の楽曲タイトルとウェブアドレスが特定されていた。(PSUF¶26; Bart Decl. Ex.24.) EMGNA はまた EMI のアーティストのリストを提供し、MP3tunes に対し「具体的に特定されないものも含め、EMI の著作権

保護対象作品のすべてを削除」するよう要求した。(Bert Decl. Ex. 24.) MP3tunes は EMGNA の書状に記載されていた特定のウェブアドレスに対するリンクを削除することでそれに対応したが、そのユーザーのロッカーからは侵害する楽曲を削除しなかった。(DSUF¶69.) さらに、2007 年 9 月 13 日付の手紙で MP3tunes は EMGNA に対し他の侵害しているリンクを特定するよう依頼した。(DSUF¶72.) EMGNA は他のリンクを特定することを断り、その他すべての侵害物を削除するよう MP3tunes に義務付けるにはその代表的なリストだけで十分だと主張した。(DSUF¶73.)

2007 年 10 月 25 日に MP3tunes は追加の 2 つの削除通知を受け取った。一つは EMGNA であり、もう一つは本件の当事者ではない EMI Entertainment World ("EEW") であった。(PSUF¶26; Bart Decl. Exs. 25-26) 各通知には特定の侵害している音楽と URL が指定されており、MP3tunes に対しては EMI のその他すべての著作権保護対象作品を削除するよう要求した。(Bert Decl. Exs. 25-26.) この際も MP3tunes は Sideload.com にある特定のリンクを削除したが、ユーザーのロッカーからはコンテンツを削除しなかった。(DSUF¶76.) MP3tunes は EMGNA に加え今度は EEW に対しても他の侵害しているリンクを具体的に特定するよう前回と同じ要請を繰り返した。(DSUF¶76.) EMGNA と EEW のいずれも回答してこなかった。それどころか 2007 年 11 月 9 日に EMI は本件の訴訟に踏み切った。

EMI の主張によれば、EMI は今回の申し立ての争点となっているもので 3,189 の録音作品、562 の音楽作品および 328 のアルバムのカバーアート画像に対する著作権を保有しているか、管理しているという。(PSUF¶¶1-3.)

## 検討

### I. 法的基準

略式判決の申し立てで勝訴するためには、申請者側はその侵害の主張または抗弁における基本的な各要素を立証しなければならない。Jorgensen v. Epic/Sony Records, 351 F.3d 46, 50 (2d Cir. 2003). 「重要な事実に関して真正な紛争が存在せず、申立人が法律の問題として判決を受ける権利があることを申立人が証明する場合、裁判所は略式判決を認めなければならない。」 Fed. R. Civ. P. 56(a); Anderson v. Liberty Lobby, Inc., 477 U.S. 242, 247 (1986); Davis v. Blige, 505 F.3d 90, 97 (2d Cir. 2007) 参照。重要な事実に関する真正な紛争の欠如を立証する責任は申立人側にある。Adickes v. S.H. Kress & Co., 398 U.S. 144, 157 (1970). 申立人が重要な事実に関して真正な紛争が存在しないことを最初に立証している場合、被申立人は略式判決を覆す際に「ごく少しの証拠しか存在しない」ことだけに依拠することはできず「正式事実審理のための真正な問題が存在することを示す具体的な事実」を提示しなければならない。Matsushita Elec. Indus. Co. v. Zenith Radio Corp., 475 U.S. 574, 587 (1986) (強調は原文のまま); Niagara Mohawk Power Corp. v. Jones Chem., Inc., 315 F.3d 171, 175 (2d Cir. 2003) (引用は省略). 「記録を全体として判断したときに事実の合理的な審判者が被申立人に有利に判断できない場合、『正式事実審理

のための真正な紛争』は存在しない。」 Scott v. Harris, 550 U.S. 372, 380 (2007) (citing Matsushita, 475 U.S. at 586-87). 当裁判所は事実に基づくすべての曖昧さを解決し、被申立人に有利に

すべての推論を行う。 Liberty Lobby, 477 U.S. at 255; Jeffreys v. City of N.Y., 426 F.3d 549, 553 (2d Cir. 2005).

## II. DMCA のセーフハーバー

本件はおおむね、MP3tunes がデジタルミレニアム著作権法(「DMCA」) 17 U.S.C. § 512 によって定められたセーフハーバーに基づく保護の適格性を有するかどうかにかかっている。DMCA は協力を促進し、著作権侵害を最小限に抑え、著作権侵害の問題についてサービスプロバイダーに高い度合いの確実性を提供することで、著作権者の権利とオンラインサービスプロバイダーの権利のバランスを図ることを求めている。参照 ALS Scan, Inc. v. RemarQ Communities, Inc., 239 F.3d 619, 625 (4<sup>th</sup> Cir. 2001)。その目標に向け、DMCA は一定のセーフハーバー(すなわち著作権侵害の救済手段に対する制限)を提供しているが、それはその資格のあるサービスプロバイダーだけが対象である。裁判所が強調してきた通り、「この免責は...推定によるものではなく、『善意の』サービスプロバイダーだけに付与される...」ALS Scan, 239 F.3d at 625。さらに、DMCA のセーフハーバーは責任からのすべての免除と同様に狭く解釈されなければならない。United States v. Texas, 507 U.S. 529, 534 (1993); Fame Publ'gCo. v. Ala. Custom Tape, Inc., 507 F.2d 667, 670 (5<sup>th</sup> Cir. 1975) (著作権法に基づき責任の免除を付与する法令は厳密且つ狭く解釈されなければならない) 参照。

EMI は MP3tunes には DMCA に基づく保護を受ける資格がないと主張する際に次の理由を挙げている。すなわち、MP3tunes は(1)EMGNA と EEW の削除通知に特定される作品をサイドロードしていたユーザーの特定を怠ることで反復的侵害者ポリシーを合理的に実施していなかったこと、(2)EMGNA と EEW の削除通知に特定されるものでサイドロードされていた作品を削除するために迅速に対応しなかったこと、(3)広範な侵害の警告を無視したこと、および(4)侵害活動を管理しそれから利益を得ていたこと。

MP3tunes は次の理由により DMCA に基づく保護の対象になると主張している。すなわち、MP3tunes は、(1)反復的侵害者ポリシーを実施していたし、侵害を防止し監視するための業界の標準慣行に抵触していなかったこと、(2)適切に通知されていた具体的な侵害物については迅速に削除していたこと、(3)主張される具体的な侵害について事実上または推定上の認識も持たなかったこと、および(4)侵害活動を管理していなかったし、利益も得ていなかったこと。

### A. 512 条(i)項: 反復的侵害者に対する方針

MP3tunes は反復的侵害者ポリシーを合理的に実施していなかった、それゆえ 512 条(i)項に基づき保護を受ける資格を有しないと EMI は主張する。当該条項は次の通り定めている。

#### (i) 適格性の条件

(1) 技術の整備: 本条で定める責任の制限はサービスプロバイダーが次の各号に該当する場合に限り適用されるものとする。

(A) サービスプロバイダーのシステムまたはネットワークの加入者およびアカウント保有者であって、反復的侵害者に該当する者については適切な状況下ではその解約について定める方針を採用し

ており、それを合理的に実施し、その旨をかかると加入者とアカウント保有者に通知している。

17 U.S.C. § 512(i). この要件は DMCA のすべてのセーフハーバーの最低基準となる前提条件であり、著作権者にとっての基本的な保護手段である。Posner 判事が説明する通り、「DMCA のセーフハーバーにおける共通の要素として、サービスプロバイダーとしては『反復的侵害者』によるそのサービスの利用を防止するために合理的に受けることのできる要請内容を実施しなければならない。」 In re Aimster Copyright Litig., 334 F.3d 643, 655 (7<sup>th</sup> Cir. 2003); Columbia Pictures Indus., Inc. v. Fung, No. 06 Civ. 5578, 2009 WL 6355911, at \* 18 (C.D. Cal. Dec. 21, 2009) 参照。他の裁判所もこの条項の実施については、「自分たちのサービスがよく知られている常習の著作権侵害者に対する安全地帯や導管になることを防止するうえでサービスプロバイダーにとっての『強力なインセンティブ』を維持するため」に不可欠であると述べている。Perfect 10 v. Cybernet Ventures, 213 F. Supp. 2d 1146, 1178 (C.D. Cal. 2002).

重要な用語である「合理的に実施する」と「反復的侵害者」が DMCA には定義されていない。巡回区裁判所はサービスプロバイダーが次の各号に該当する場合にその実施は合理的であると判断してきた。(1)削除通知に対処するためのシステムを備えていること、(2)著作権者が通知を送付する能力を妨害しないこと、および(3)「適切な状況」下では著作権を繰り返したまたは露骨に侵害するユーザーを解約すること。参照 Perfect 10 v. CCBill, 488 F.3d 1102, 1109-1110(9<sup>th</sup> Cir. 2007)。512 条(i)項の目的は著作権を侵害する悪質なユーザーに寛容なウェブサイトには保護を拒絶することである。Corbis Corp. v. Amazon.com, 351 F. Supp. 2d 1090, 1100-01 (W.D. Wash. 2004)。したがって、ユーザーの身元と活動の適切な記録を故意に保管せず、その侵害がどれだけ執拗で悪質であってもユーザーを解約しないようなサービスプロバイダーは、セーフハーバーに基づく保護を受ける資格はない。CCBill, 488 F.3d at 1110; In re Aimster Copyright Litig., 252 F. Supp 2d 634, 659 (N.D.III. 2002) (ユーザーのデータが意図的に暗号化され、侵害防止方針の実施を不可能にしている場合のサービスプロバイダーには資格がない) 参照。他方でサービスプロバイダーにはユーザーを監視する積極的な義務はない。CCBill, 488 F.3d at 1111。ビデオとファイルの共有サイトの場合、警告を受けながら削除通知の対象になっていた素材を引き続きアップロードしていたユーザーのアカウントをサービスプロバイダーが解除していた場合は、合理的な実施が認定されている。例参照 UMG Recordings, Inc. v. Veoh Networks Inc., 665 F. Supp. 2d 1099, 1117-18 (C.D. Cal. 2009)。

MP3tunes はユーザーの侵害に故意に目をつぶり、EMGNA と EEW の削除通知に特定される楽曲のコピーをサイドロードしていた数百名のユーザーに対し何らの対策も取らなかったと EMI は主張する。EMI はまた、MP3tunes はその幹部による悪質な侵害も無視していたと主張する。被告らはそれに対し削除通知に対処する手順を実施しており、特定された侵害するリンクを sideload.com から削除することで EMGNA と EEW から送付された通知を遵守していると反論する。さらに、MP3tunes は自分のロッカーのコンテンツを他のユーザーと共有することで著作権を侵害していた 153 名の反復的侵害者のアカウントも解除していた。

一般に悪質な侵害者とは無許可のコンテンツをアップロードするか掲示し、他人に作品を体験させたりコピーさせる者たちである。参照 Viacom v. YouTube, 718 F. Supp. 2d 514, 528-29 (S.D.N.Y. 2010) (警告後にコンテンツをアップロードするユーザーを解除する方針は合理的であると判断してい

る); Io Grp., Inc. v. Veoh Networks, Inc., 586 F. Supp. 2d 1132, 1143 (N.D. Cal. 2008) (same)。記録からは、MP3tunes のユーザーはコンテンツをインターネットにはアップロードしないが、自分たちの個人的な娯楽のため第三者のサイトから音楽をコピーしていることが判明している。権限がないのを知っているにもかかわらず世界中で体験やコピー行為をさせるためにインターネットにコンテンツをアップロードするユーザーと、自分たちの個人的な使用のためにコンテンツをダウンロードする、あるいは他人の著作権に気づかないユーザーとは異なる。前者はインターネットサービスプロバイダーがそのウェブサイトから追放する義務を負う悪質な侵害者である。後者は個人的な使用のためそのロッカーにコンテンツをサイドロードする MP3tunes のユーザーのように、自分たちがダウンロードしている素材が他人の著作権を侵害するかどうかを明確には認識していないのである。

確かに EMI が引用しているケースは繰り返し著作権保護対象素材をサービスプロバイダーのウェブサイトにアップロードしているユーザーなので解約することが要求されるが、サービスプロバイダーはそのコンテンツを単に使用しているだけのユーザーを監視することは免除される。Viacom, 718 F. Supp. 2d at 529; Io Grp., 586 F. Supp. 2d at 1143; UMG Recordings, 665 F. Supp. 2d at 1116; Corbis Corp., 351 F. Supp. 2d at 1100-01 参照。これは MP3tunes の幹部にも当てはまる。ユーザーと同様に彼らもインターネットにコンテンツを掲示しているわけではなく、第三者のサイトにあるコンテンツが実際に侵害しているかどうかは分かりようがない。例えば、MP3tunes の従業員の電子メールからは一部の第三者サイトの合法性に関して協議があったことが判明しており、少なくとも一度はあるサイトを Sideload.com から削除すべきだとする提言があったことも判明している。しかし最終的に、MP3tunes の幹部または従業員が Sideload.com にリンクしていたウェブサイトが無許可であったことについて直接的な認識を持っていたという証拠はない。(参照 Bart Decl. Exs. 64-66.)

さらに、MP3tunes はユーザーの身元と活動に故意に目をつぶっているわけではない。Aimster の事件では、被告らは詳細な反復的侵害者ポリシーを「採用」していたが、ユーザーの通信を暗号化することで侵害者を特定するのを不可能にしていた。当該訴訟では裁判所は「反復的侵害者ポリシーを採用しながら、当該ポリシーが遂行される望みを故意に骨抜きにすることは、512 条(i)項で要求される『実施』ではない」と判示した。Aimster, 252 F. Supp. 2d at 659。対照的に MP3tunes はそのユーザーのロッカーにサイドロードされているすべての楽曲のソースとウェブアドレスを追跡し、反復的侵害者のアカウントを解除することができる。それに MP3tunes は不正に自分のロッカーにアクセスさせ音楽ファイルをコピーさせていた悪質なユーザー153 名のアカウントを解除することで、それらの資源を使ってその方針を実施していた。

最後に、MP3tunes は DMCA の削除通知に対応するための手順を備えており、著作権者が当該通知を送付する能力を妨害していないことを立証している。MP3tunes は EMGNA と EEW の通知に回答し、記載されていたリンクを sideload.com から削除していた。したがって、MP3tunes が DMCA に基づくセーフハーバーに適格性を有するための最低基準要件を満たしていることについて真正な紛争は存在しない。

#### B. 512 条の(c)(3)および(d)(3): EMI の削除通知の遵守

EMI は MP3tunes が 512 条の(c)(3)と(d)(3)で要求されるもので EMGNA と EEW から送付された DMCA の削除通知を遵守しなかったと主張する。特に EMI は通知に指定されていた特定のウェブサイトからサイドロードされていたユーザーのロッカーにある楽曲を MP3tunes が削除するのを怠ったと主張している。

512 条(c)項はユーザーの指示によりサービスプロバイダーのサーバーに保管される素材に適用される。17 U.S.C. § 512(c). このセーフハーバーは MP3tunes のロッカーサービスに適用される可能性がある。512 条(d)項は検索エンジンなどの情報探知ツールに適用される。17 U.S.C. § 512(d). このセーフハーバーは sideload.com に適用される可能性がある。関連する部分で 512 条の(c)項と(d)項の保護を受けるための適格性要件は同じであり、各サービスは独立に適格性を持たなければならないことに両当事者は合意している。(c)項と(d)項の関連する条文は次のとおりである。

**(c) ユーザーの指示によりシステムまたはネットワークに配置される情報**

(1) 一般規定： サービスプロバイダーが次の各号に該当する場合、サービスプロバイダーによってまたはサービスプロバイダーのために管理もしくは運営されるシステムもしくはネットワークに常駐する素材であってユーザーの指示により当該素材が保管されることを理由に、サービスプロバイダーが著作権侵害について...責任を問われることはないものとする。<sup>1</sup>

**(A)**

(i) 素材が...侵害していることについて現実に知らない。

(ii) かかる現実の知識がない場合に、侵害活動が明らかな事実もしくは状況について認識していない。

(iii) かかる知識や認識を得た段階で、素材を削除またはアクセスを無効にするため迅速に行動する。

(B) サービスプロバイダーが侵害活動を管理する権限と能力を備えている場合に当該侵害活動に直接起因する経済的利益を得ていない、および

(C) (3)項に記載される通り主張される侵害の通知を受領しだい、侵害しているかまたは侵害活動の対象になっていると主張される素材を削除するか、当該素材へのアクセスを無効にするため迅速に対応する。

(d) **情報探知ツール**： サービスプロバイダーが次の各号に該当する場合、ディレクトリ、インデックス、参照、ポインタ、ハイパーテキストリンクを含め情報探知ツールを使用することにより、侵害する素材または侵害活動が含まれるオンライン位置にユーザーを照会するか、リンクしたことを理由に、サービスプロバイダーが著作権侵害...について責任を問われることはないものとする。

**(1)**

(A) 素材または活動が侵害していることについて現実に知らない。

---

<sup>1</sup> 当裁判所は法律条文の明白な意味により DMCA のセーフハーバーは州と連邦の両方の著作権クレームに適用されるという点で被告らに同意する。したがって、DMCA は 1972 年 2 月 15 日より前に制作された録音作品にも適用される。



- (B) かかる現実の知識がない場合に、侵害活動が明らかな事実もしくは状況について認識していない。
- (C) かかる知識や認識を得た段階で、素材を削除またはアクセスを無効にするため迅速に行動する。
- (2) サービスプロバイダーが侵害活動を管理する権限と能力を備えている場合に当該侵害活動に直接起因する経済的利益を得ていない、および
- (3) (c)(3)に記載される通り主張される侵害の通知を受領しだい、侵害しているかまたは侵害活動の対象になっていると主張される素材を削除するか、当該素材へのアクセスを無効にするため迅速に対応する。但し、本項の目的上、(c)(3)(A)(iii)に記載される情報は、侵害していると主張される素材または活動、すなわち削除されるべきかアクセスが無効にされるべき参照やリンクの特定であり、サービスプロバイダーが当該参照やリンクを合理的に特定できるだけの十分な情報であるものとする。

17 U.S.C. § 512(c) and (d).

512 条の(c)(3)と(d)(3)の通知要素は以下の通り同一である。

### (3) 通知の要素

(A) 主張される侵害の通知が本項に基づき有効であるためには書面による通信でなければならず...実質的に次の各号を含んでいるものとする。

....

(ii) 侵害されていると主張される著作権保護対象作品の特定、または 1 つのオンラインサイトで複数の著作権保護対象作品が 1 つの通知の対象になっている場合は、当該サイトにおける当該作品の代表的なリスト...

(iii) 侵害しているまたは侵害活動の対象になっていると主張されるもので、削除されるべきまたはアクセスが無効にされるべき素材の特定およびサービスプロバイダーが素材を合理的に特定できるだけの十分な情報。

17 U.S.C. § 512(c).

適切な DMCA 通知では特に、著作権保護対象作品を特定するか、1 つのサイトにある複数の作品が同じ通知の対象となる場合は代表的なリストを提供し、且つ探し出すために十分な情報とともに侵害している素材を特定しなければならない。512(c)(3)(iii) and (iv) (同じ規定が(d)(3)にも適用される)。著作権保護対象作品または当該作品の代表的なリストを特定し、侵害している素材のウェブアドレスを提供する通知であれば十分である。Viacom, 718 F. Supp. 2d at 528-29. しかし、特定のアーティストによる「すべての歌」とか、他の曖昧な記述語だけでそれ以外は記載していないような通知では、サービスプロバイダーが侵害していると主張される素材を突き止めることができないので不十分である。UMG, 665 F. Supp. 2d at 1109-10. 適切な通知後は、サービスプロバイダーとしては特定されているコンテンツを削除

するため迅速に対応しなければならない。サービスプロバイダーは通知に特定される具体的な侵害する素材を削除しなければならないが、特定される著作権保護対象作品を侵害する可能性のある他の素材については検索して削除することまでは要求されない。 Viacom, 718 F. Supp. 2d at 529.

EMGNA と EEW の書状には数百に上る著作権保護対象作品が記載され、Sideload.com 上の侵害するリンクのウェブアドレスを提供していた。EMI は当該通知では MP3tunes に対しそれらのリンクからユーザーのロッカーにサイドロードされている楽曲のすべてを削除するよう要求していたと主張する。被告らは Viacom の事件では Sideload.com からは特定されているリンクの削除だけを要求していた、なぜならそれだけが通知に記載されている唯一侵害している素材だったからだと反論する。さらに、MP3tunes はユーザーのロッカーから個人資産を削除した場合、ユーザーからの訴訟の対象にされてしまうだろうとも主張する。

Viacom 事件では通知されている特定の著作物以外の追加の侵害している著作権保護対象作品を探し出すことはサービスプロバイダーには要求していないが、MP3tunes はユーザーのロッカーまで追跡可能な個々の作品の削除まで義務付けられた。MP3tunes は各ユーザーのロッカーにおいてサイドロードされている各楽曲のソースとウェブアドレスを追跡しているので、EMI の通知は MP3tunes がユーザーのロッカーにある侵害する楽曲のコピーを見つけ出すのに十分な情報を提供していた。MP3tunes がやるべきことはユーザーのロッカーに関する情報のデータベースにおいて違反しているウェブアドレスを探し出すことだけだった。

MP3tunes は通知の範囲を非常に狭く解釈している。その解釈に基づくと、EMI は無許可のウェブサイトからロッカーに音楽をコピーしていたすべてのユーザーを特定することが要求されるだろう。もちろん、厄介な開示手続きを実施せずに当該ユーザーを特定する方法はないので、EMI はかかる責任を果たすことはできないだろう。したがって、本件は Viacom の事件とは区別される。当該事件では著作権者は著作権保護対象作品を特定するため YouTube を自由に検索して侵害している素材を特定することができた。MP3tunes などのサービスプロバイダーがユーザーに対しインターネットに掲示されている著作権保護対象作品を検索し、当該作品を個人のアカウントに保存することを許可している場合に DMCA の保護資格を得るためには、当該サービスプロバイダーは、(1)保管される著作権保護対象素材のソースとウェブアドレスを追跡し、(2)著作権者が他の点では従順な通知において侵害するソースを特定しているときはコンテンツを削除しなければならない。

MP3tunes はユーザーのロッカーからコンテンツを削除した場合の潜在的な責任を誇張している。MP3tunes の使用条件ではロッカーにおいてユーザーによる素材へのアクセスを遮断する権限を MP3tunes に明確に付与している。それに DMCA はユーザーからのクレームに対する免責とそれに対処するための手順を MP3tunes に与えている。17 U.S.C. § 512(g). ゆえに、EMGNA と EEW の削除通知に特定される無許可のウェブサイトからサイドロードされたものでユーザーのロッカーに保管されている楽曲について MP3tunes にはセーフハーバーの保護を受ける資格がないという点で、真正な紛争は存在しない。

EMI はまた通知では代表的なリストを提供していたので MP3tunes は EMI のすべてのコンテンツを削除すべきだったと主張する。しかし、EMI の主張は DMCA と適用される判例法を誤解している。代表的なリストが EMI の著作権保護対象作品を適切に特定していたと仮定しても、EMI は十分な情報、す

なわち MP3tunes が他の侵害している素材を探し出すための追加のウェブアドレスを提供しなければならなかった。例参照 Wolk v. Kodak Imaging Network, Inc., No. 10 Civ. 4135 (RWS), 2010 WL 940056, at \*11(S.D.N.Y. Mar. 17, 2011)。EMI の通知は MP3tunes が通知されたウェブサイトを Sideload.com から削除し、当該サイトからサイドロードされていた楽曲のコピーを検索して削除するのに十分なだけの情報しか提供していなかった。それらは追加の侵害する素材の位置を特定するものではなかったので、EMI の著作権保護対象作品の全部を特定することなどは無理だった。適切な通知がない状態では、MP3tunes としてはそのユーザーのアカウントにある楽曲が無許可のコピーかどうかを決定するために面倒な調査を行う必要があっただろう。すでに論じたように、DMCA はサービスプロバイダーにそのような責任を課していない。したがって、削除通知に記載されていないウェブサイトからサイドロードされる音楽に関して MP3tunes が DMCA の要件を遵守していることについて真正な紛争は存在しない。

### C. 512 条の(c)(1)(A)と(d)(1): 侵害についての現実または「危険信号」の知識

インターネットサービスプロバイダーがそのウェブサイト上の素材が他人の著作権を侵害していることについて実際的な知識があったか、またはかかる侵害を明らかにしている事実や状況を認識していた、すなわち「危険信号」と見ていた場合、当該プロバイダーには(c)(1)(A)または(d)(1)のいずれかに基づくセーフハーバーの保護を受ける資格はない。Viacom, 718 F. Supp. 2d at 520-21. これらの規定では、合理人にとってその違法な目的が明らかな海賊サイトを運営しているかリンクを提供しているインターネットサービスプロバイダーにはセーフハーバーの保護を拒絶することが意図されている。Senate Committee on the Judiciary Report, S. Rep. No. 105-190 (1998) (“Senate Report”). かかる海賊サイトとは一般的にはその URL もしくはヘッダに”pirate”や”bootleg”などの用語を使用するか他の俗語を使用することで、その侵害する性格が「ちょっとだけ偶然に見ただけでも明らか」なサイトである。Senate Report. さらに、「『現実の知識...』および『事実と状況...』とは、特定の個別の項目に関する具体的で特定可能な侵害についての知識を指している。Viacom, 718 F. Supp. 2d at 523. 侵害が蔓延しているという一般的な認識ではサービスプロバイダーから保護の適格性を剥奪するには不十分である。Viacom, 718 F. Supp. 2d at 523.; Corbis, 351 F. Supp. 2d at 1108.

EMI は次の理由を挙げて MP3tunes が侵害について現実および「危険信号」の両方の知識を得ていたと主張する。すなわち、(1)幹部が明らかに侵害しているサイトから人気アーティストの曲をサイドロードしていたこと、(2)MP3tunes が明らかに侵害しているサイトから Sideload.com で人気アーティストの曲のリストを編集していたこと、(3)EMI その他の著作権者が広範な侵害について MP3tunes に通知していたこと、および(4)ユーザーが侵害の具体的な事例について批判する電子メールを送付していたこと。

EMI は MP3tunes の幹部が明らかな海賊ウェブサイトから音楽をサイドロードしていたことを立証していない。Sideload.com に人を集めるために使用されるウェブサイトについても同じことが言える。例えば、MP3tunes の幹部が音楽をサイドロードするために使用していた他のサイトに加え、ウェブサイトの rapidshare.com、fileden.com および filefactory.com は、その違法目的を示すために”pirate”や”bootleg”その他の俗語を使用していないし、それらはその他の点でも明確に侵害しているわけではない。それらは単に人気のあるファイル共有サイトに過ぎない。

合理人なら多少の調査後に MP3tunes の幹部によって使用されたウェブサイトが EMI の著作権保護対象作品を頒布するための権限を与えられていなかったと結論付けるかもしれないが、DMCA はインターネットサービスプロバイダーに調査の責任を課していない。UMG, 665 F. Supp. 2d at 1108; Corbis, 351 F. Supp. 2d at 1109. DMCA はセーフハーバーについて、「サービスプロバイダーがそのサービスを監視したり、侵害活動を示す事実を積極的に探す」ことを条件づけてはならないことを明確にしている。17 U.S.C. § 512(m)(1). 言い換えると、素材が侵害しているかどうかを決定するために調査が要求される場合、それらの事実や状況は「危険信号」ではない。CCBill, 488 F.3d at 1114. 他の裁判所も判示しているように、当該規則は侵害する作品がウェブサイトに掲示されている作品のうちのほんのわずかな部分にしか過ぎないような場合には意味がある。例参照 Viacom, 718 F. Supp.2d at 524.

EMI としては当裁判所に「free」、「mp3」または「ファイル共有」の用語を侵害についての「危険信号」の知識に相当するものだと解釈してもらいたいのだろう。しかし、それらの用語は合法的なサービスを提供する合法的なサイト間ではありふれたものである。さらに、EMI の見解を採用することはインターネットサービスの発展と革新を促進するという連邦議会の目標を損なうことになるだろう。それどころか、その革新的なマーケティングの一環として、EMI 自身が定期的にインターネット上で作品を無料で頒布している。それらの活動のため EMI の幹部も MP3tunes のユーザーと幹部を含めインターネットのユーザーにはインターネット上の無料の楽曲が無許可かどうかを確実に知る手立てがないことを認めている。

さらに、実質的に DMCA を遵守していないか、単に著作権保護対象作品の代表的リストを提供するだけの EMI または第三者による通知は、侵害についての実際的または「危険信号」の知識を立証するものではない。例参照 Wolk, 2010 WL 940056, at \* 11; Viacom, 718 F. Supp. 2d at 523; Corbis, 351 F. Supp. 2d at 1109. それゆえ、侵害についての低いまたは高い可能性を示す MP3tunes のユーザーからの電子メールが MP3tunes に警告を発したわけでも、MP3tunes からセーフハーバーの保護資格を奪うわけでもない。

ある程度の侵害が発生していることを MP3tunes が認識していたことは間違いない。しかし、MP3tunes が Sideload.com の特定のリンクに関して EMGNA と EEW から通知された URL 以外、特定の「危険信号」の知識を得ていなかったことについて真正な紛争は存在しない。

#### D. 512 条の(c)(1)(B)と(d)(2): 侵害活動の利益と管理

EMI は被告らがユーザーの侵害活動から直接利益を得ており、それらを管理する権限と能力があったので、(c)(1)(B)と(d)(2)に基づき不適格であると主張する。

直接的な経済的利益に関して、EMI は被告らのサイトにおける侵害活動は客寄せであり、ユーザーのトラフィックを増大するものだと主張する。しかし、経済的利益は侵害活動に起因するものでなければならない。例参照 CoStar Grp., 164 F. Supp. 2d at 704-05. EMI が依拠する判例には、ユーザーアカウントの販売や広告収入を増やすために侵害活動を推進していたサイトが関わっていた。Usenet, 633 F. Supp. 2d at 156-57; Fonovisa v. Cherry Auction, Inc., 76 F.3d 259, 263-64 (9<sup>th</sup> Cir. 1996); Flea World, 2006 WL 842883, at \*12. Sideload.com は MP3tunes.com にユーザーを引き付け、有料ロッカーの売り上げを伸ばすために使用されているかもしれないが、それには侵害する用途はない。さらに、MP3tunes は侵害

を推進していなかった。逆に、MP3tunes は通知が与えられたときに Sideload.com への侵害するリンクを削除し、著作権保護対象ファイルを他人と共有していた悪質なユーザーのアカウントを解除していた。

さらに、サイドロードされる音楽は無料で保存されるし、Sideload.com の侵害するユーザーと侵害しないユーザーはロッカーサービスに対しまったく同じ料金を支払うか全く支払わないので、侵害活動と MP3tunes への直接的な利益の間の関係は弱められている。参照 CoStar Grp., 164 F. Supp. 2d at 704-705 (quoting H.R. Rep. No. 105-551, Part 2, at 54 (「一般的に、プロバイダーのサービスについて侵害者が侵害していないユーザーと同じ種類の支払いを行っている場合、合法的な事業を行っているサービスプロバイダーなら侵害活動に直接起因する経済的利益を受けているとはみなされないだろう。))。

管理の問題に関して、EMI は MP3tunes がそのユーザーの侵害活動を防止することができ、そのシステムとサーバーを物理的に保有していると主張する。特に MP3tunes はユーザーによってサイドロードされる音楽と Sideload.com にリストされる第三者のサイトを監視して、随意にそれらの音楽とサイトを削除することができる。しかし、DMCA に基づく「侵害活動の管理」では、サービスプロバイダーのウェブサイトに掲載される素材を削除したりアクセスを遮断する能力以上のものが要求される。Corbis, 351 F. Supp. 2d at 1110; Io Grp., 586 F. Supp. 2d at 1151 (「妥当性のある判断基準は、サービスプロバイダーにそのシステムを管理する権限と能力があるかどうかではなく、むしろ侵害活動を管理する権限と能力があるかどうかである。」)(強調は原文のまま)。

Sideload.com にリンクさせるウェブサイトとサイドロードする音楽を選択し、それらをロッカーに保管するのは MP3tunes のユーザーだけである。MP3tunes はそれらの決定には参加していない。最悪の場合でも MP3tunes はユーザーが侵害するコンテンツをダウンロードすることを選択できる完全に自動化されたシステムを設定しているに過ぎない。Io Grp., 586 F. Supp. 2d at 1147 (ユーザーが無許可の著作権保護対象作品を送付することから自動的にコンテンツを生成するウェブサイトにセーフハーバーの保護を与えている)。ある者に対し侵害する素材をダウンロードすることを可能にすることが責任を課すうえで十分だとしたら、Google や Yahoo!などの検索エンジンも DMCA の保護を受けられなくなるだろう。その場合、DMCA の目的であるインターネットサービスの革新と発展は損なわれることになるだろう。参照 CoStar Grp., 164 F. Supp. 2d at 704, n.9 (「素材を削除またはアクセスを遮断する能力だけで基準を満たすことができるとしたら、それは DMCA に内部矛盾をもたらすことになるだろう」)。したがって、当裁判所は MP3tunes が直接経済的利益を得ていなかったことまたは侵害活動を管理していなかったことについて真正な紛争は存在しないと判定する。

要するに、MP3tunes.com に保管される EMI 作品および Sideload.com にリンクされる EMI 作品について MP3tunes がセーフハーバーの保護を主張できることについて真正な紛争は存在しない。但し、EMGNA と EEW の削除通知で特定されるリンクからサイドロードされる音楽であって、ユーザーのロッカーから削除するのを怠った分について MP3tunes にはセーフハーバーの保護を受ける資格はない。

### III. EMI の侵害主張

MP3tunes のセーフハーバーの保護の範囲については決定したので、次に当裁判所は MP3tunes がそのユーザーの指示により素材を保管したことに二次的責任があるかどうかの問題に進む。

EMI は MP3tunes には当該活動について寄与的または代位的に責任があると主張する。EMI はまた MP3tunes には、1)雇用過程で MP3tunes の幹部によってサイドロードされた音楽、2)マスターコピーを使用して保存した音楽、および 3)MP3tunes.com に表示されるアルバムのカバーアートについても直接責任があると主張する。

#### A. 寄与侵害の主張

著作権侵害の二次的責任は、二次侵害者が責任を負う第三者による直接侵害の立証に基づいている。ある識者が指摘するように、「通常は侵害する用途と侵害しない用途の両方を備えたソフトウェアによって推進されるもので、インターネットにおいて頻繁に主張される侵害の広範な性格のため、寄与侵害はますます重要性を高めている…」 William F. Patry, Patry on Copyright § 21:42. 寄与侵害は「侵害を奨励または幫助する個人的な行為」を前提とする。 Arista Records LLC v. Doe 3, 604 F.3d 110, 118 (2d Cir. 2010); Arista Records LLC v. Lime Grp., LLC, No. 06-CV 5936, 2010 WL 2291485, \*13, (S.D.N.Y. May 25, 2010)参照。 個人的な行為による寄与侵害は「直接侵害を故意に誘引または奨励」することで発生する。 Metro-Goldwyn-Mayer Studios, Inc. v. Grokster, Ltd., 545 U.S. 913, 930 (2005); Faulkner v. Nat'l Geo. Enters., 409 F.3d 26, 40 (2d Cir. 2005) (「侵害活動があることを知りつつ他人の侵害行為を惹起したり誘引する、または侵害行為に重大に寄与する者には責任を問うことができる。」)参照。 内在する直接侵害を立証するためには、原告は(1)有効な著作権を有していること、および(2)第三者による無許可のコピーについて立証しなければならない。参照 Island Software & Computer Serv., Inc. v. Microsoft Corp., 413 F.3d 257, 260 (2d Cir. 2005)。 さらに、原告は訴訟の前提条件として米国の著作権としての予備登録や登録を要求する著作権法の第 411 条の遵守についても立証しなければならない。 17 U.S.C. § 411(a); Reed Elsevier Inc. v. Muchnick, 130 S. Ct. 1237, 1245 (2010)。

その 2 名の従業員の供述により EMI は 3,189 件の録音作品、562 件の音楽作品および 328 件のアルバムのカバーアート画像の所有権と登録の証拠を提示している。特に EMI の証人はそれらの各作品について著作権登録番号を挙げて証言している。(McMullin Decl. ¶4, Ex. A; Ashby Decl. ¶8-10, Ex. A and B.) また、EMI は EMI が登録していなかった作品の一連の所有権の証拠も提示していた。(Ashby Decl. ¶10, Ex. B.) そうした証拠は所有権について反証可能な一応有利な事件を構成する。 17 U.S.C. § 410 (c); Boisson v. Banian, Inc., 273 F.3d 262, 267 (2d Cir. 2001). かかる証拠に反論を加える際に、MP3tunes は EMI の著作権の大半は「職務著作」として登録されており、EMI は録音作品や音楽作品が雇用範囲の従業員によって制作されたことの証拠を提示していないと主張する。(Pyronnel Decl. ¶6, Ex. J.) しかし、EMI が登録を提出していたので、MP3tunes としては当該作品が「職務著作」ではなかったことを立証する責任を負う。 17 U.S.C. § 410(c) (有効な登録内で述べられた事実は真実と推定される)。 MP3tunes は EMI の登録に記載されるアーティストのいずれかが EMI によって雇用されていないことを示す証拠を提出していない。したがって、EMI がその裏付けとする供述で挙げられている著作権を保有しているかどうかについて真正な紛争は存在しない。<sup>2</sup>

<sup>2</sup> McMullin と Ashby の供述が削除通知に記載される各音楽についての登録その他の所有権の証拠を

EMI は MP3tunes のユーザーが無許可の第三者のウェブサイトから違法に音楽をコピーしていたことも立証している。特に EMI は削除通知に記載される音楽がユーザーのロッカーにサイドロードされていたことを示す文書を提出している。(Horowitz Decl. Ex. S.) さらに、EMI の幹部は問題の楽曲が無料配布について一度も許可されたことがなかったか、または削除通知に記載される第三者の URL が原告の作品を頒布する目的では一度も許可されたことがなかったと証言していた。(Ashby Decl. ¶¶3-4, McMullin Decl. ¶4;<sup>3</sup> Horowitz Decl. ¶69, Ex. R.) MP3tunes の主張とは反対に、EMI は問題の作品の実際のコピーを提供する必要はない。デジタル作品の無許可の複製という文脈では、証言その他の文書はコピーが行われていたことを立証するのに十分である。Island Software, 413 F.3d at 260 (2名の証人の反証されていない証言に基づきソフトウェアの無許可の複製が行われていたと認定している)。

MP3tunes はこの証拠について反論していない。記録からは EMI が「バイラル」販売キャンペーンの一環として削除通知に記載される音楽の無料頒布を許可していた数多くの例が判明しているが、MP3tunes は当該販売に関与していたウェブサイトが通知に特定される URL と同一だったことを立証していない。MP3tunes は EMI の幹部の証言が矛盾していると主張することで事実の問題を提起しようとしている。特に MP3tunes は EMI の幹部がインターネット上で利用可能な許可済の音楽と無許可の音楽を区別できないことを認めていたと主張する。しかし、当該主張は彼らの証言を誤解している。EMI の幹部は インターネットのユーザー が許可されたウェブサイトと無許可のウェブサイトを区別するのは困難か不可能だろうということは認めているが、彼らは自分たちがそうできることについてはかかる主張を行っていない。(参照 GPG Decl. ¶¶11, 12, 15, 14, 18-21, 26-29)

実際のところ MP3tunes が主張しているのは、許可されたウェブサイトから販促用のダウンロードを提供することで、原告らは自分たちの著作権を完全に放棄していたか、販促用以外の許可されたダウンロードを放棄していたということである。いずれの場合にしても MP3tunes は暗示されるかかる広範なライセンスの存在を立証する責任がある。Ulloa v. Universal Music and Distribution Corp., 303 F. Supp. 2d 409, 416 (S.D.N.Y. 2004)。MP3tunes はなんら証拠を特定していないが、証拠が信じられるものなら当該責任を果たすことになるだろう。Capitol Records, Inc. v. Naxos of America, Inc., 372 F.3d 471, 483-84 (2d Cir. 2004) (放棄している場合は、作品に対するすべての権利を放棄する意図および当該意図を立証する明白な行為を立証することが侵害者には要求される)。その権利を放棄するという EMI の意図を立証するどころか、記録からは EMI がその販促用の楽曲の使用に慎重な制限を課し、消費者に対しては楽曲をダウンロードする前に特定のウェブサイトを訪問するか、貴重なマーケティング情報を提供するよう要求していたことが判明している。(Heinemann Decl. ¶¶5-9, Supp. Arbitol Decl. ¶¶15-20); SmithKline Beecham Consumer Healthcare, L.P. v. Watson Pharm., Inc., 211 F.3d 21, 25 (2d Cir. 2000) (黙示の許諾は「限られた状況」だけに制限されると判定している) 参照。したがって、MP3tunes のユーザーが削除通知に特定

---

提供しているかどうかは明確ではない。(Pyronnel Decl. ¶5, Ex. I.) 例えば、EEW の削除通知に記載される Aerosmith の「Crazy」という歌はどちらの供述にも含まれているようには思えない。(Comp. Bart Decl. Ex. 26, with McMullin Decl. Ex. A, and Ashby Decl. Exs. A and B.) 記載されていない音楽については、所有権はさらなる証拠が要求される異論のある問題として留まっており、略式判決で解決することはできない。

<sup>3</sup> McMullin は誤って Horowitz の供述である Ex.H を引用しているが、彼が Ex.R を引用するつもりだったことは明らかである。

された EMI の著作権保護対象音楽を無許可でサイドロードしていたことについて真正な紛争は存在しない。

潜在的な侵害については立証しているので、MP3tunes は(1)侵害を知っていたか、知っていて当然とみなされるだけの根拠があった、および(2)侵害に重大に寄与していた場合に限り、寄与的な責任を負う。参照 Matthew Bender & Co. Inc., v. West Publ'g Co., 158 F.3d 693, 706 (2d Cir. 1998); Gershwin Publ'g Corp. v. Columbia Artists Mgm't, Inc., 443 F.2d 1159, 1162 (2d Cir. 1971); Usenet, 633 F.Supp. 2d at 154。EMI は寄与責任の両方の要因を立証している。

MP3tunes がサイドロードされた侵害する素材の無許可の使用について知っていたことは明らかである。EMI は数百にのぼる特定の著作権保護対象作品および Sideload ウェブサイトにおいて当該作品を違法に頒布していた特定のリンクについて明記する 3 つの異なる削除通知を送付していた。(Bart Decl. Exs. 24-26.) EMI は数千の MP3tunes のユーザーがそれらの侵害するリンクに立ち寄り、EMI の著作権保護対象作品を自分たちのロッカーにサイドロードしていたことも立証していた。さらに、MP3tunes が当該活動を追跡していたことは議論の余地がない。(Horowitz Decl. ¶¶63-72, Exs. O-S.) MP3tunes は Sideload.com から侵害するリンクを削除したが、ユーザーのロッカーに保管されている原告らの録音作品の侵害するコピーに対するユーザーの無制限のアクセスを遮断することは選択しなかった。(Horowitz Decl. ¶¶63-66, Ex. Q.) それらのユーザーは引き続き MP3tunes のサーバーからそれらの侵害するコピーを自由にダウンロードし、体験することができた。(Horowitz Decl. ¶¶63-66, Ex. Q.) したがって、ユーザーが原告らの作品の侵害するコピーを保管し、継続的にアクセスしていたことを MP3tunes が実際に知っていたことについて真正な紛争は存在しない。

実質的な寄与を認定するには、「主張される...侵害者が一次侵害に単に量的に寄与していたこと以上の寄与をしていたのでなければならない。言い換えると、関与もしくは寄与が実質的なものでなければならない。」Usenet, 633 F. Supp. 2d at 155 (quoting Faulkner v. Nat'l Geographic Soc'y, 211 F. Supp. 2d 450, 474 (S.D.N.Y. 2002)). 被告が侵害活動のための「場所と設備」を提供している場合、寄与は実質的である。参照 Fonovisa v. Cherry Auction, Inc., 76 F.3d 259, 264(9<sup>th</sup> Cir. 1996); Napster, 239 F.3d at 1022。特に、インターネットサービスプロバイダーのサーバーが「その加入者にとって侵害の唯一の手段」である場合、実質的な寄与が認定される。参照 Usenet, 633 F. Supp. 2d at 155。本件では、記録から MP3tunes のユーザーが侵害する作品をダウンロードし、保管し、再生するため専ら MP3tunes のサーバーを使用していたことが判明している。

MP3tunes は、MP3tunes のサーバーとロッカーは実質上、非侵害用途なので、本件は Usenet や Napster などの事件とは区別されると主張する。しかし、かかる主張は Usenet でも明確に破棄されている。被告らは問題の特定の侵害について認識しており、ユーザーとは継続的な関係を持っていたからである。Usenet, 633 F. Supp. 2d at 155。事実、自分たちの製品が実質的に非侵害用途であることを理由に被告らの寄与侵害が認定されなかった事件では、被告らは潜在的な侵害者との継続的な関係を断っていた。例参照 Sony Corp. of America v. Universal Studios, Inc., 464 U.S. 417, 438 (1984)。本件では、MP3tunes は EMI の保護されている素材をユーザーが違法にダウンロードしていたのを知りながらユーザーには引き続きロッカーサービスを提供していた。より具体的には、MP3tunes はユーザーが継続的にそのサーバーにそれらの作品を保管してアクセスするのを許可していた。したがって、EMI の削除通知に記



載されるもので MP3tunes がユーザーのロッカーから削除するのを怠った音楽に関して寄与侵害を主張して略式判決を求める EMI の申し立ては認められる。<sup>4</sup>

## B. 直接侵害の主張

### 1. MP3tunes の幹部と従業員によってサイドロードされた音楽

EMI はその 171 件の録音作品が MP3tunes の幹部と従業員によってサイドロードされ、MP3tunes は代位責任の法理に基づき当該活動に対し代位責任があると主張する。雇用者がその被用者の行為について責任があるとされるためには、原告は主張される違法行為が雇用過程で行われたことを立証しなければならない。参照 Gershwin Publ'g, 443 F.2d at 1161-62。EMI は EMI の幹部と従業員がその楽曲をダウンロードしていたことを確定的に立証していた。(Horowitz Decl. Ex X, Z.) しかし、彼らがその雇用中に当該楽曲をダウンロードしていたことは明確ではない。EMI が立証しているのは、MP3tunes の従業員がユーザーを引き付けるために Sideloading.com に質の高い音楽を「植え付け」ようとする際に MP3tunes の幹部が当該活動を指示していたというに過ぎない。(Bart Decl. Ex 11, 55-57.) しかし、問題の 171 の音楽のいずれかがかかる「植え付け」計画の一環だったという証拠は存在しない。(Bart Decl. Ex 56.) さらに、MP3tunes の従業員は自分たちが個人的なアカウントを維持して、自分たちの個人的な利益のために MP3tunes のロッカーを使用していたと証言している。(Bart Decl. Ex 11.) 問題の 171 の音楽のいずれかがその雇用中の従業員によってダウンロードされていたかどうかについては真正な紛争が存在するので、この主張に関する EMI の略式判決の申し立ては却下される。

他方で、本件訴訟で名指しされた被告である Robertson は本人が無許可のサイトから個人的にサイドロードした音楽については直接的に責任がある。

### 2. EMI の公の実演権

EMI は MP3tunes のストレージシステムは公演に対する EMI の権利を侵害していると主張し、その理由として Robertson の MP3.com における以前のオンラインミュージックストレージの取り組みとほぼ同様に、MP3tunes は同じ音楽の異なるコピーをアップロードするユーザーに音楽を再放送するために「マスターコピー」を使用していることを挙げている。EMI が依拠しているのは、ケーブルのプロバイダーはその視聴者によって録画されるショーを再生するためにマスターコピーを使用していたわけではないので、ケーブルのプロバイダーはそのデジタル録画と再生のサービスにおいてテレビスタジオの公の実演権の侵害を侵害していないとする第 2 巡回区裁判所の判決である。Cartoon Network, LP v. CSC Holdings, Inc., 536 F.3d 121, 138 (2d Cir. 2008). しかし、EMI の主張は MP3tunes のストレージシステムに対する誤った解釈に基づいている。記録からは MP3tunes がそのロッカーに格納される音楽を保存または再生する

---

<sup>4</sup> 削除通知に記載されていながらユーザーのロッカーからは削除されなかった歌に関して MP3tunes は寄与侵害の責任を負うので、当裁判所は当該素材の代位侵害に関する EMI の主張は取り扱わない。

際に「マスターコピー」を使用していないことが立証されている。代わりに MP3tunes は冗長なデジタルデータを消去する標準のデータ圧縮アルゴリズムを使用している。重要なことは、当該システムは MP3tunes.com にアップロードされる各音楽の正確なデジタルコピーを維持していることである。したがって、MP3tunes のコンピュータサーバーに格納される EMI の音楽のいずれの「マスターコピー」も存在しない。

MP3tunes が「マスターコピー」のストレージシステムを使用していないという事実とは別に、EMI の Cartoon Network 事件に対する依拠は不適切である。当該事件では、ケーブルプロバイダーである被告はインターネットサービスプロバイダーではなかったため、DMCA のセーフハーバー保護を受ける資格はなかった。Cartoon Network, 536 F.3d at 138. 対照的に、MP3tunes のオンラインストレージシステムではユーザーの指示により保管されるコンテンツを再生するため自動の受動的ソフトウェアを利用している。これはまさに DMCA のセーフハーバーによってごく普通に保護される種類のシステムである。例参照 Viacom, 718 F. Supp. 2d at 523 (「そのウェブサイトで素材へのユーザーのアクセスを推進することはサービスプロバイダーからそのセーフハーバー保護を奪うものではない。」)。

### 3. カバーアート

EMI は MP3tunes によるそのウェブサイトでのカバーアートの使用と保管が EMI の著作権を侵害すると主張する。しかし両当事者は、被告らが Amazon.com を介して当該アートを表示する許可を受けており、EMI の主張はつまるところライセンス契約違反とされるところにいきつくことに合意している。MP3tunes のライセンスは Amazon.com へのトラフィックを推進するという「主要目的」のためにカバーアートを使用することだけを許可し、カバーアートの保管を MP3tunes サーバーだけに制限している。それゆえ、問題は MP3tunes による当該アートの使用と保管がライセンス条件に違反するかどうかにある。「当事者が実質的に履行しているかどうかの問題は通常は事実の問題であり、推定が確実である場合に限り法律問題として決定されなければならない。」Merill Lynch Co., Inc. v. Allegheny Energy, Inc., 500 F.3d 171, 186 (2d Cir. 2007).

両当事者は MP3tunes によるカバーアートの使用と保管および Amazon.com へのトラフィックの指示に関して矛盾する証拠を提出している。証拠が決定的ではないので、MP3tunes が Amazon.com とのライセンスに違反したかどうかについて真正な事実の問題が存在する。したがって、カバーアートに関する侵害の主張について略式判決を求める EMI の申し立ては却下される。

## IV. 不正な競争

MP3tunes は EMI による不正競争の主張を退けるための略式判決を申請している。コモンローに基づく不正競争の主張を立証するためには、著作権者は被告が許可なしに原告の作品を使用したことに加え、(i)被告が市場で原告と競争していたこと、(ii)被告が商業的利益のために行動していたこと、または(iii)被告が公衆を欺いたことのいずれかを証明しなければならない。Capitol Records, Inc. v. Naxos of Am., Inc., 4 N.Y.3d 540, 563-564 (2005). MP3tunes は自分たちは EMI の作品を使用しておらず、EMI

は競争や詐欺の証拠を提示していないと主張する。しかしすでに論じたように、MP3tunes は EMI の著作権保護対象作品の不正使用に寄与していた。(参照 *supra*, III B.) さらに、EMI がインターネット上でその作品を頒布しているあいだに、MP3tunes はインターネットのユーザーに当該作品の無料でのコピーと保管を提供している。したがって、MP3tunes が EMI と競争しているかどうかについては真正な紛争が存在する。ゆえに、MP3tunes の申し立ては却下される。

### 結論

上記の理由により、EMGNAとEEWの削除通知で指摘されながらユーザーのロッカーから削除されなかった音楽について MP3tunes と Robertson に対し寄与的著作権侵害を主張して略式判決を求める EMI の申し立ては認められる。Robertson が無許可のサイトから個人的にサイドロードしていた音楽について Robertson に対し直接侵害を主張して略式判決を求める EMI の申し立ては認められる。EMI による略式判決の申し立てはその他すべての点では却下される。DMCA のセーフハーバーに基づくその抗弁に関して略式判決を求める MP3tunes と Robertson の申し立ては認められるが、EMGNA と EEW の削除通知で指摘されながらユーザーのロッカーから削除されなかった音楽に関する場合については除外される。MP3tunes と Robertson による略式判決の申し立てはその他すべての点では却下される。

日付: 2011 年 8 月 22 日

ニューヨーク州ニューヨーク市

上記のとおり命令される。

---

WILLIAM H. PAULEY III

米連邦地裁判事

記録上のすべての弁護士の立会